

令和元年度水道事業実務必携の訂正について

令和元年度水道事業実務必携（令和元年 8 月 5 日発行）について、以下のとおり訂正がありましたので修正をお願いいたします。

ご利用の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

○ 192頁

(誤)

	水道施設共同 化事業	都道府県水道ビジョン（水道整備基本構想）等において、将来的に3以上の水道事業等で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の水道事業等が、他の水道事業等と実施する共同の水道施設の建設事業であって、資本単価90円/㎡以上の水道事業、簡易水道事業又は資本単価70円/㎡以上の水道用水供給事業が実施する事業であること。	1/3	次に掲げる施設及び設備とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設
	水道施設台帳 電子化促進事 業	広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業であること。	1/3	次に掲げる経費を交付の対象とする。 1 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費） 2 役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 3 委託料 4 使用料及び賃借料

(正)

	水道施設共同 化事業	都道府県水道ビジョン（水道整備基本構想）等において、将来的に3以上の水道事業等で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の水道事業等が、他の水道事業等と実施する共同の水道施設の建設事業であって、資本単価90円/㎡以上の水道事業、簡易水道事業又は資本単価70円/㎡以上の水道用水供給事業が実施する事業であること。	1/3	次に掲げる施設及び設備とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設
	水道施設台帳 整備事業	水道事業について広域化を検討している協議会等に参加している複数の水道事業が将来的に水道事業運営基盤強化推進等事業により広域化事業を展開することを意思表示している場合について、1事業体あたり交付額1百万円を上限とし台帳整備を行うために必要となる事業とする。 なお、平成32年度までの時限事業とする。	1/3	次に掲げる経費を交付の対象とする。 1 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費） 2 役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 3 委託料 4 使用料及び賃借料
	水道施設台帳 電子化促進事 業	広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業であること。	1/3	次に掲げる経費を交付の対象とする。 1 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費） 2 役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 3 委託料 4 使用料及び賃借料